

II 検査事業の概要

1 と畜検査頭数

(1) 令和2年度総検査頭数

128,798頭で、前年度より10,831頭(9.2%)の増加であった。

(2) 畜種別検査頭数

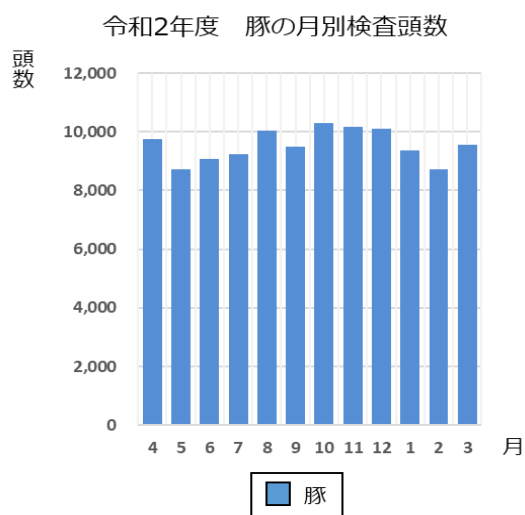
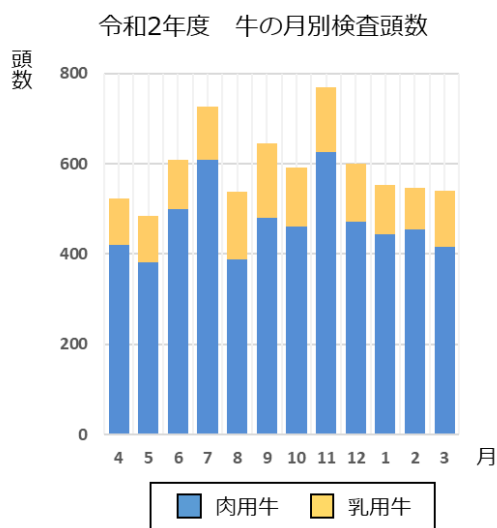
牛7,140頭、豚114,445頭、馬1頭、めん羊・山羊72頭で総検査頭数に占める牛、豚の割合は牛が5.5%、豚が88.9%であった。

年度別 検査頭数 (平成30～令和2年度) (単位：頭)

年 度	総 計	牛				馬	豚	めん羊 山羊
		牛計	肉用牛	乳用牛	150kg未満			
令和2	128,798	7,140	5,651	1,476	13	1	114,445	72
令和元	117,967	6,544	4,988	1,532	24	2	111,393	28
平成30	120,414	6,398	4,688	1,688	22	3	114,011	2

令和2年度 月別検査頭数 (単位：頭)

月	総 計	牛				馬	豚	めん羊 山羊
		牛計	肉用牛	乳用牛	150kg未満			
4	10,801	528	420	102	6	0	9,735	10
5	9,683	484	381	103	0	0	8,713	2
6	10,309	608	500	108	0	0	9,086	7
7	10,701	727	609	118	0	0	9,240	6
8	11,114	542	389	150	3	0	10,030	0
9	10,777	645	480	165	0	0	9,483	4
10	11,484	592	461	130	1	0	10,295	5
11	11,716	771	625	145	1	0	10,169	5
12	11,305	601	472	128	1	1	10,089	13
1	10,272	554	444	110	0	0	9,157	7
2	9,438	546	454	92	0	0	8,344	2
3	11,199	542	416	125	1	0	10,104	11
計	128,798	7,140	5,651	1,476	13	1	114,445	72
前年度 対比(%)	109.2	101.9	113.3	96.3	54.2	50.0	102.7	257.1



(3) 病畜の検査状況

病畜とは、起立不能、歩行困難等の異常があるなど、何らかの疾病が疑われると獣医師や畜主が判断し、病畜と室で処理をした家畜を対象としている。

令和2年度の病畜頭数は622頭（総検査頭数の0.5%）で、その内訳は、牛607頭（牛検査頭数の8.5%）、豚13頭（豚検査頭数の0.01%）、馬0頭、めん羊・山羊2頭（めん羊・山羊検査頭数の2.8%）であった。

（単位：頭）

年 度	病畜 頭数	内 訳			
		牛	馬	豚	めん羊・山羊
令和2	622	607	0	13	2
令和元	621	607	1	12	1
平成30	617	593	3	20	1

2 検査結果に基づく行政措置

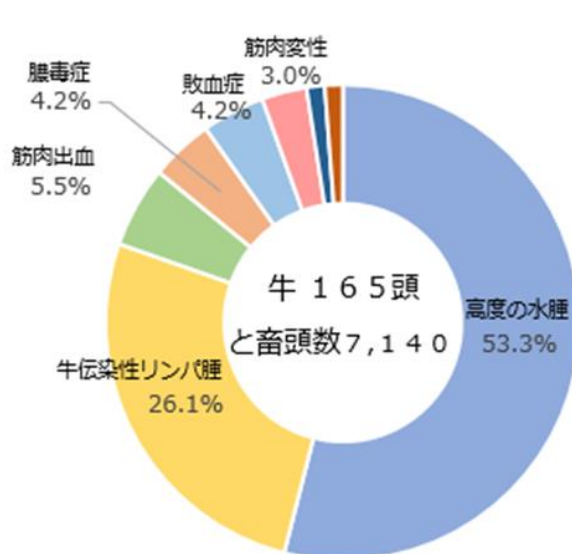
とさつ禁止及び全部廃棄を行った総頭数は339頭（牛165頭、豚174頭）で、前年度に比べ40頭（牛12頭増加、豚52頭減少）減少した。

(1) 令和2年度 とさつ禁止措置の状況 （単位：頭）

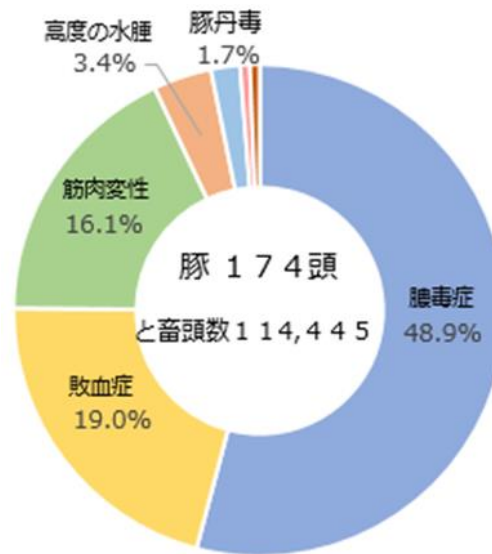
とさつ禁止頭数(計18頭)	とさつ禁止措置の主な疾病
牛 : 2頭	牛伝染性リンパ腫(1)、尿毒症(1)
豚 : 16頭	豚丹毒(蕁麻疹型)(2)、膿毒症(14)

(2) 令和2年度 全部廃棄措置の状況 （単位：頭）

全部廃棄頭数(計321頭)	全部廃棄措置の主な疾病
牛 : 163頭	水腫(高度)(88)、牛伝染性リンパ腫(43)、膿毒症(7)、筋肉変性(全身性)(5)、筋肉出血(全身性)(9)、敗血症(7)、黄疸(高度)(2)、尿毒症(2)
豚 : 158頭	膿毒症(85)、敗血症(33)、豚丹毒(関節炎型)(3)、筋肉変性(全身性)(28)、水腫(高度)(6)、黄疸(高度)(1)、腫瘍(全身性)(1)、全身性筋出血(1)



牛のとさつ禁止・全部廃棄頭数



豚のとさつ禁止・全部廃棄頭数

(3) 牛、豚の年度別行政措置の状況 () 内は検査頭数に占める% (単位：頭)

年度	牛				豚			
	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
令和2	7,140	2 (0.03)	163 (2.3)	5,231 (73.3)	114,445	16 (0.01)	158 (0.1)	78,199 (68.3)
令和元	6,544	1 (0.02)	152 (2.3)	4,947 (75.9)	111,393	18 (0.02)	208 (0.2)	70,923 (63.7)
平成30	6,398	4 (0.06)	142 (2.2)	5,209 (81.4)	114,011	15 (0.01)	220 (0.2)	78,398 (68.8)

3 精密検査の状況

(1) と畜検査に伴う精密検査

生体検査及び解体後検査において、肉眼所見だけで診断が困難な疾病については、微生物、病理、理化学及び血液検査を実施し疾病等の判定を行った。

(単位：件)

精密検査	検査件数	措置の内容			とさつ禁止・全部廃棄措置の主な疾病
		とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	
微生物	51	—	43	8	豚丹毒、敗血症
病理	48	—	43	5	牛伝染性リンパ種
理化学	32	1	9	22	黄疸、尿毒症
血液検査	622	1	—	621	牛伝染性リンパ種
計	753	2	95	656	

(2) 食肉の食中毒菌等検査

HACCP システムを遵守しているかを評価・検証することを目的として、輸出食肉認定施設における検査実施要領に基づき、牛枝肉の STEC (腸管出血性大腸菌 026, 045, 0103, 0111, 0121, 0145, 0157) 検査およびサルモネラ検査を 164 検体実施した結果、STEC 及びサルモネラ菌は全て未検出であった。

(単位：件)

検査項目	検体数 (検出数)
STEC	24 (0)
サルモネラ菌	140 (0)
合計	164 (0)

(3) 食肉中の残留動物用医薬品検査

とさつ・解体された牛、豚、羊の残留抗菌性物質の検査を 435 検体実施した結果、検査項目について違反したものはなかった。

(単位：頭)

検査内容	牛	豚	羊	総計
簡易検査	428	6	1	435

(4) グリア繊維性酸性蛋白 (GFAP) 残留量調査

BSE 特定危険部位が確実に除去されている事の検証を目的として、脊髄組織汚染の指標となる GFAP について残留検査を実施したところ、6 検体全てにおいて残留度 0 であった。

(単位：頭)

検査頭数	GFAP 残留度				
	残留 0	残留 1	残留 2	残留 3	残留 4
6	6	0	0	0	0

4 牛海綿状脳症（BSE）検査の状況

BSE 検査は、平成 13 年 10 月 18 日から県内で処理されるすべての牛について実施してきたが、省令改正により、平成 25 年 7 月 1 日からは 48 ヶ月齢超の牛のみとなり、平成 29 年 4 月 1 日には健康牛の検査が廃止され、現在、生後 24 ヶ月齢以上の牛において、神経症状や起立不能等全身症状を呈する牛のみ検査を継続している。

令和 2 年度の検査頭数は 2 頭で、検査の結果は 2 検体とも陰性であった。

年度別 BSE スクリーニング検査状況 (単位：頭)

年度	検査頭数	内 訳	
		(株)大分県畜産公社	大分県農協食肉センター
平成 13	3,715	3,231	484
14	10,145	8,832	1,313
15	10,105	8,838	1,267
16	10,015	8,844	1,171
17	9,971	8,892	1,079
18	8,654	7,609	1,045
19	8,336	7,482	854
20	10,101	9,264	837
21	9,388	8,681	707
22	8,454	8,454	平成 21 年度に廃止
23	7,277	7,277	—
24	6,474	6,474	—
25	2,236	2,236	—
26	737	737	—
27	975	975	—
28	1,014	1,014	—
29	166	166	—
30	21	21	—
令和元	7	7	—
2	2	2	—
計	107,793	99,036	8,757

5 講習会実施状況

令和 2 年度は、輸出業務に関するスキルアップを目的として食肉衛生検査所や保健所の獣医師を対象に輸出対策リーダー養成研修及び獣医大学生を対象とした VPcamp (公衆衛生獣医師インターンシップ) 等を実施した。

講習会名称	回数	参加人数	対象者
輸出対策リーダー養成研修	4	44	県職員等
獣医師インターンシップ研修	2	2	獣医大学生
栄養士インターンシップ研修	1	5	栄養士

6 令和2年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要

(1) と畜検査情報管理システム

食肉衛生検査所で行う「と畜検査」の情報を専用の端末から入力し、検査情報を管理するシステムであり、業務の効率化と疾病情報のデータ化を実施している。

ア と畜検査業務の効率化

- と畜検査における疾病情報の正確な入力
- と畜現場における検査員間の迅速な疾病情報の共有
- と畜検査結果等の通知書作成における事務作業量の低減

イ 疾病情報のデータ化

- 検査データを生産者別に集計可能
- 多年度の過去データが利用でき、長期的な疾病発生率の把握が可能

(2) と畜検査情報管理システムを利用したフィードバック事業

ア 豚検査データおよび格付データのフィードバック

農場における生産性向上及び疾病対策を目的として、疾病発生状況を月毎にグラフを作成して見える化したデータを提供している。

〔提供先〕

- ・県内4家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者22戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・フィードバック希望生産者：12戸

イ 牛検査データおよび格付データのフィードバック

大分県産牛の安全性及び品質向上を目的として、牛の疾病データに加えて格付データを提供している。

〔提供先〕

- ・県内3家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者34戸）
- ・北部振興局（フィードバック希望生産者2戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・全国農業協同組合大分県本部
- ・フィードバック希望生産者：4戸
- ・診療獣医師1名（対象農家3戸）

ウ フィードバック連絡会議

畜産振興課及び各家畜保健衛生所とWEB会議を開催し、データの活用方法等について協議を実施した。

7 食肉等の輸出状況

(1) 食肉

(株)大分県畜産公社（以下、「畜産公社」という。）は、平成25年2月にタイ向け輸出牛肉取扱施設の認定、同3月にマカオ向け輸出牛肉取扱施設の選定を受け、同年6月からタイ向けの牛肉出荷を開始した。平成26年3月にベトナム向け輸出食肉取扱施設に登録された。

また、平成28年7月には、新と畜場が完成し、10月にマカオ、11月にタイ、平成29年1月にベトナム及びミャンマー、9月に台湾、平成31年4月にアメリカ、カナダ、香港、オーストラリア、令和元年10月にシンガポール、令和2年10月にフィリピンの認定を受け、アメリカ、香港、オーストラリア、タイ、マカオ、台湾、シンガポールに対し輸出を行った。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

各国認定状況（新工場）

認定日	認定国
平成 28 年 7 月	新と畜場完成
平成 28 年 10 月	マカオ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 28 年 11 月	タイ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 1 月	ベトナム向け輸出食肉取扱い施設の認定 ミャンマー向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 9 月	台湾向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 31 年 4 月	アメリカ、オーストラリア向け輸出食肉取扱い施設の認定 カナダ、香港向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和元年 10 月	シンガポール向け輸出食肉取扱い施設の認定
令和 2 年 10 月	フィリピン向け輸出牛肉取扱施設の認定

食肉輸出状況（牛）

		米国	香港	豪州	タイ	マカオ	台湾	シンガポール
令和 2	総重量(Kg)	11,851	20,489	16	1,257	523	27,925	333
	証明件数	70	179	1	7	8	125	2
令和元	総重量(Kg)	1,287	7,772	21	3,290	1,367	8,984	-
	証明件数	10	50	1	35	21	45	-
平成 30	総重量(Kg)	-	-	-	285	1,769	4,777	-
	証明件数	-	-	-	7	35	26	-
平成 29	総重量(Kg)	-	-	-	452	2,742	2,330	-
	証明件数	-	-	-	10	39	20	-
平成 28	総重量(Kg)	-	-	-	399	668	-	-
	証明件数	-	-	-	6	15	-	-

食肉輸出状況（豚）

		豚 肉	
		マカオ	香港
令和 2	総重量(Kg)	1,089	0
	証明件数	10	0
令和元	総重量(Kg)	2,087	203
	証明件数	19	3
平成 30	総重量(Kg)	1,767	413
	証明件数	22	3
平成 29	総重量(Kg)	1,562	-
	証明件数	19	-
平成 28	総重量(Kg)	145	-
	証明件数	3	-

(2) 副産物

畜産公社は、昭和 55 年 4 月に大分県知事から「対香港輸出と畜場（豚のみ）」に選定され、新と畜場についても、引き続き選定されており、香港向けに豚の胃、尾、耳、足の輸出、また令和 2 年度からマカオに足の輸出を行っている。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

令和 2 年度豚副産物輸出状況

部 位	香港（尾胃耳足）	マカオ（足）
総重量(kg)	48,000	800
証明件数	48	4

8 アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）」では、と畜場及び食肉処理場について、施設・設備等の構造・材質基準、衛生管理基準、HACCPシステムによる衛生管理実施基準等が定められ、と畜場法及び食品衛生法よりも高い水準の衛生管理が求められており、畜産公社は、取扱要綱に従って衛生管理を行っている。

アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設（以下、「認定施設」という。）を管轄する食肉衛生検査所では、国に指名されたと畜検査員（指名検査員）による衛生管理の検証ならびにアメリカ合衆国の基準に基づくと畜検査への対応が求められる。

(1) 食肉衛生検査所が行う検証業務の概略

ア 衛生標準作業手順書（以下、手順書）の検証

(ア) 作業前点検

作業開始前に施設・設備及び器具等が手順書に従って適正に管理されているかを確認する。点検の結果、不備が認められた場合は、改善措置を取らせる。

(イ) 作業中点検

作業中に製品の取扱いや一般的な作業方法が衛生的か点検を行う。点検の結果、不備が認められた場合は、作業員または衛生管理責任者に伝え、改善措置を取らせる。

イ HACCP システムの検証

HACCP システムが遵守されているか検証するために、監視・記録確認で検証する。

ウ 一般的衛生管理に係る検証

施設周囲、給水設備、排水処理、照明及び換気、そ族・昆虫対策、作業員の衛生等、一般的衛生管理が適切に実施されているか監視・記録確認で検証する。

エ 人道的な獣畜の取扱い及びとさつに係る検証

生体の搬入からとさつまで、適切に水を与えているか等、獣畜が人道的に取り扱われているか、監視・記録確認で検証する。

オ 衛生的なとさつ・解体の検証

枝肉検査員は、全頭の枝肉について、糞便、消化管内容物及び乳房内容物に汚染されていないことを目視で確認する。

カ サルモネラ検査

HACCP システムが適切に実施されている事を確認するため、枝肉のサルモネラ検査を連続 82 日間以上（去勢／未經産牛）、1 日 1 検体実施する。

キ STEC(腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145、0157)検査

施設の HACCP 計画が STEC に対して十分に対応したものであることを検証するために、部分肉の STEC 検査を実施する。

(3) 査察

ア 九州厚生局査察

毎月、取扱要綱に基づき九州厚生局により定期の査察が実施される。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、4、5、2 月の定期査察は中止。

イ 輸出国による査察

おおよそ 2 年に 1 回米国農務省食品安全検査局 (FSIS) による査察が実施される。令和 2 年 2 月 7 日に初めての査察が実施された。

(4) 指名検査員の養成研修

指名検査員のスキルアップのために国等が開催する研修に積極的に参加しており、令和2年度は下記研修に延べ14人が参加した。

ア 対米食肉輸出認定施設指名検査員研修会

輸出食肉認定施設の監視指導を行う指名検査員の衛生監視・検証技術向上を目的として、厚生労働省が令和3年2月に鹿児島県で開催された研修会に、当所から2名が参加した。

イ 対米輸出認定施設における腸管出血性大腸菌およびサルモネラの検査法に関する実習（実技研修）

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会の主催で令和2年12月に宮崎県で開催された実習に、当所から2名が参加した。

ウ 輸出対策リーダー養成研修

迅速かつ適切に輸出対策を推進できる検査員を恒常的に配置するため、令和2年7月ならびに令和3年3月に大学教授及び独立行政法人日本貿易振興機構職員を招聘し、米国向け認定施設におけるアニマルウェルフェアならびに食肉輸出規制に係る講習会を実施した。